

# 弁護士会における

# 弁護士後見人等への相談等の対応

日弁連 高齢者・障害者権利支援センター副センター長  
弁護士 青木佳史

# 弁護士の特門性と職務

弁護士は、法令・法的事務に精通し、人権擁護と社会正義の実現を使命とする。法的課題に的確に対応し、利害の対立する関係者と交渉・調整、紛争の対応・解決、財産管理や後見監督に関する技術、能力に長け、経験を有する。

## 弁護士の専門性が発揮される場面

- ① 訴訟代理、家事代理、刑事事件
- ② 交渉、調整
- ③ 法律相談
- ④ 財産管理(破産管財人、相続・不在者財産管理人など)
- ⑤ 紛争仲裁・トラブル解決
- ⑥ 苦情・クレーム対応
- ⑦ 監査、監督などチェック・評価
- ⑧ 第三者機関としての調査・提言
- ⑨ 組織の運営・スーパーバイズ・役員等への就任
- ⑩ 制度・仕組・ルールづくり

後見実務を担う弁護士も、平均的に、常時、数十件以上の民事や家事の訴訟・交渉案件、裁判員裁判を含めた刑事事件、管財人案件や行政訴訟などを同時併行で担当しながら、後见人等の活動を行っている。

# 弁護士が主に担う後見事案の特徴

- 法的課題があり交渉や訴訟(調停、審判などを含む)が必要な事案
- 財産管理や身上保護を巡って親族間の対立があり中立的な立場で調整を求められる事案
- 虐待や消費者被害などの権利侵害があり本人の救済や早急な環境調整が求められる事案
- 現に刑事事件が絡むような事案
- 法人の経営や事業承継等に関係する事案
- 身寄りがなく、死亡後も含めて相当の調査や事務が予想される事案
- 財産が不明で積極的な調査が必要な事案
- 保有財産の管理が複雑な事案
- 後見人不祥事の後任として調査・被害回復・法的手段等を行う事案
- 後見監督業務

# 弁護士会の弁護士に対する指導等

弁護士法31条1項

「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」

これに基づき、弁護士会は、

- 1 弁護士の「品位を保持」するための「指導」「監督」  
→ 市民窓口、綱紀・懲戒、紛議調停など
- 2 弁護士の「事務の改善進歩を図る」ための「指導」「連絡」  
→ 弁護士向けの研修など

を行う団体

# 弁護士会の苦情対応制度

## 市民窓口

- 当該弁護士会所属の弁護士が、個々の弁護士業務に対する苦情等をお伺いして、弁護士業務に対するご説明やアドバイスを行う制度

## 紛議調停

- 弁護士の職務に関して依頼者と弁護士との間に生じた紛争について、話し合いで円満妥当に解決する場を提供する制度

## 懲戒手続

- 弁護士は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに懲戒を受ける(弁護士法56条)。
- 懲戒は、その所属弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。
- 懲戒の種類は4つ／戒告・2年以内の業務停止・退会命令・除名

# 弁護士後見人等への助言等

## ○ 弁護士会が家裁に候補者推薦して選任された事案

推薦した弁護士会として、会員に対し、当該事案の、後見職務につき、助言・指導ができる旨の規定を各弁護士会で概ね整備している。

## ○ 弁護士が自ら候補者となって選任された事案

弁護士会としての関与がないため、一般的な弁護士職務への指導等（弁護士法・職務基本規程等に反するおそれのある場合）にとどまる弁護士会が多い

# 弁護士会に寄せられる 弁護士後見人等の相談等の概況

- ◆ 弁護士会に寄せられる相談等は、大規模な弁護士会で年間十数件、中・小規模な弁護士会で年間数件か、ないところも多い。
  - ◆ それ以外に、中核機関、各市町村担当課や地域包括等とつながりのある弁護士に、個別に事実上の相談が寄せられている。
  - ◆ 数は少ないが、裁判所から、対応への協力を求められることがある。
- ※ ただし、地域によるばらつきが大きい。

ここから伺えることは・・・

- ✓ 弁護士は、親族紛争、虐待、トラブル・困難案件など苦情に繋がりがやすいケースの受任が多い
- ✓ 弁護士会の相談窓口がわからない
- ✓ 弁護士に苦情を申し出ることには遠慮がある（敷居が高い）

# 弁護士後見人等への相談等の傾向

- 弁護士後見人等の特有の親族間紛争や虐待対応、法的トラブルのある本人対応に伴う、対立当事者からの訴え
- 親族や支援者の便宜や都合、申立の動機に沿わないことに対する疑問や不満
- 親族や支援者の後見制度や実務、後見人の職務範囲への誤解(後見人からの説明不足によるものも含む)
- 親族や支援者とのコミュニケーション不足(引継ぎや情報や方針共有が不十分、チーム支援ができていない等)
- 弁護士後見人等の対応に職務上問題があるもの

# 弁護士後見人等についての相談等の例

## 1 市民窓口への相談(ご本人やご本人の家族からが多い)

- 本人や家族に今まで使っていた通りのお金を渡してくれない。  
←収入以上の支出が家族であるケースでその管理のために入った事案
- 申立前に子が本人のために立替えた経費を払ってもらえない。  
←本当に本人のための立替だったのか調査が必要な事案。
- 自分は頼んでもいないのに勝手に後見人がついて困っている。  
←認知症の周辺症状があり、親族申立による事案。
- 他の兄弟が親の金を使い込んだので後見人をつけたのに、返還請求訴訟や刑事告訴をしてくれない。  
←使途不明金を調査したところ、概ね本人のための使途であることが判明した事案。
- 母と会わせて欲しいとお願いしても、会わせてもらえない。住所も教えてもらえない。  
←市による虐待対応としての面会制限が続いている。
- 申立をした兄の話ばかりを聞き、妹の私の意向を聞いてくれない。  
←兄弟間での激しい対立の上で申し立てられた事案

# 弁護士後見人等についての相談等の例

## 2 自治体・中核機関、地域包括C、医療・福祉関係者から

- ケース会議やカンファレンスに出席を求めてもなかなか応じてもらえない。
- 他の支援者・機関に相談なく進められて対応に困る。
- お金に執着のある本人に現金は渡さないようにしているが、本人へ管理状況の説明や通帳コピーは渡してほしい。
- 本人のいうままに、関係者と調整することなく、住まいを次々と変更していく。

## 3 裁判所から

- 定期報告書について、補充の説明や資料追加の提出を求めるが、なかなか提出されない。
- 追加で求めた説明などが要領をえず、このままでは審問をして面談をせざるをえない。

# 弁護士会において対応できた例

## 相談

中核機関から。

セルフネグレクトで身寄りのない人の本人申立を支援した地域包括からの苦情があった。

本人の居所の変更があり、新施設との契約は成年後見人がすると考えていたところ、対応してもらえず包括にて対応した。

また、成年後見人は包括との会議に出席したが、多忙を理由に本人に会わなかった。

弁護士会推薦なのに、これから本人のために対応してくれるか不安である、との相談があった。

弁護士会において、事情確認をお願いしたい。

## 対応

この相談があったことを当該後見人に開示していい旨を中核機関と地域包括から了解を得る。

弁護士会の推薦を担当する委員会から当該後見人にヒアリングしたところ、まだ審判確定前だったので新契約は少し待つて欲しいとしたら急ぐので包括に頼むとされた。すぐに本人面会しなかったのは裁判員裁判と重なっており申し訳なかったが、その後は定期的に面会に行っている、とのことであった。

ヒアリング担当者からは、弁護士後見人ガイドライン等に基づき、地域包括や施設とはよく連絡をとりあってコミュニケーションをはかること、定期的にカンファレンスなどをして、情報共有をはかることを、助言した。

その結果を、中核機関を通じて、地域包括に伝えていただき、その後は、うまくチーム支援ができている、と聞いている。

# 弁護士会と市町村担当課で連携して対応した例

## 相談

虐待対応担当課から。

経済的虐待ケースで後見人選任を市長申立てしたが、就いた弁護士後見人が、本人の財産を管理し、同居の長男からの経済的虐待を防ぐ役割を果たすと考えていたところ、後見人は長男への生活立て直しの支援の方が先決と言われ、すぐに長男から通帳の取戻しや年金管理をしてくれず、後見人選任の目的を達成できないとのこと。

## 対応

弁護士の推薦を担当する委員会から当該後見人にヒアリングしたところ、選任後、市の担当課から引継ぎのケース会議は開催されていない、とのことであった。

そこで、虐待担当課と弁護士後見人の方針の共有を図るため、市の担当課に虐待対応ケース会議を開催してもらい、虐待対応専門職アドバイザーを派遣して方針を整理することとした。

ケース会議では、経済的虐待を認定した経過、法における本人保護と養護者支援の関係、市長申立の目的と後見人の役割、今後の養護者支援のあり方を整理し、後見人と市町村担当課との役割分担を確認した。

これに基づき、弁護士後見人は本人の年金・預貯金の確保と今度の生活費の支払いを最優先することとし、反省をしてやり直す気のある長男への支援は、市町村担当課を中心に対応することになった。

# 対応困難が解決できず継続している例

## 相談

市の高齢福祉課からの相談。

特養の施設長から相談があり、本人が、最近、認知症が進行し、転倒や周辺症状も増えたため、弁護士後見人に対し、今後の対応についてカンファレンスへの参加を要請するが、後見人が独自の身上保護方針を持ち、これに応じず、本人にも面会されない。

この相談を受け、当課からも弁護士後見に要請したが応じられない。

そこで、高齢福祉課から家裁へ相談したところ、家裁からはその旨の相談があったことを後見人に伝えるが、具体的な指導まではできないといわれたので、弁護士会として何らかの対応ができないかとのことであった。

## 対応

弁護士会の推薦を担当するの委員会で、調査チームを編成し、特養への聴取を行った上、当該後見人に対し、「後見人職務ガイドライン」などを基に、会議への参加や本人への面会等をするように助言したが、独自の主張を繰り返し応じなかった。

これを受け、弁護士会として、新たな事案への推薦は見合わせ、家裁に対し、後見人を交えた調整会議を家裁の呼びかけで行えないか要請。

特養としては、後見人の意見を確認できないまま、主治医と相談しながら、本人の状況に応じたできるかぎりの対応を継続はしているが、新たな対応はできないままである。

# 弁護士会としての相談等対応体制の意義

- ◆ 弁護士後見人の職務が、本人の権利擁護に沿ったものとなるための、相互理解・点検・評価の機会として前向きに捉える
- ◆ 権利擁護の地域連携ネットワークにおいて、弁護士後見人が、チーム支援の一員として適切な役割を果たすことができるよう、関係機関等（市町村・中核機関・支援者）からの問題提起に的確に対応する
- ◆ 適切な専門職後見人の供給源（候補者推薦団体）としての弁護士会の信頼を確保する

# 弁護士後見人の相談等の対応のために ①

## 不祥事防止7項目

- 1 質が担保された後見人等推薦名簿の整備
- 2 早期発見・早期対応のための家庭裁判所との対応、調整関係の確立
- 3 弁護士会による早期発見、早期対応のためのチェック・助言体制の整備
- 4 家庭裁判所への後見人等候補者の弁護士会推薦方式
- 5 弁護士後見人の研修体制・OJT・相談支援体制等の強化
- 6 後見人職務ガイドラインの作成・研修
- 7 弁護士後見人信用保証制度への加入

# 弁護士後見人の相談等対応のために ②

## 弁護士会の団体推薦制度の充実

### 1 候補者登載名簿の作成

名簿登載要件として、①研修受講、②弁護士賠償保険加入、③弁護士後見人信用保証制度加入、④懲戒処分の考慮、⑤会費滞納や苦情の考慮、⑥年齢制限などがあり、定期的に更新作業が行われる

### 2 推薦時におけるマッチング

### 3 推薦した弁護士の業務を定期的に確認

### 4 推薦した弁護士に対する苦情や交代の対応

### 5 推薦した弁護士に関する情報について家庭裁判所との共有

### 6 推薦した弁護士に対する各種スキルアップ支援(継続研修、ケース会議開催、相談対応、経験交流会、各種情報提供など)

# 弁護士後見人の相談等対応についての 今後の取組予定

- 意思決定支援ガイドラインによる研修の強化  
(全会員対象の1時間×5コマのオンデマンド研修等)
- 相談・苦情対応事例を素材としたチーム支援や身上保護についての研修・演習、経験交流会等の企画
- 地域の実情に応じた各弁護士会の相談等対応体制の検討  
(苦情対応担当者や相談窓口の設置)
- 各家裁や市町村・中核機関等との連携対応体制の協議
- 弁護士後見人職務ガイドラインの周知・研修  
(チーム支援、身上保護や意思決定支援を意識して)

# 後見人の相談等対応についての他機関への希望

## 【市町村・中核機関】

- 成年後見制度の利用は、本人の権利擁護支援を中心としたものであり、必ずしも家族・世帯全体の支援とならないこともある点を踏まえて、医療や福祉関係機関への制度の理解を進めていただきたい。
- 市町村長申立や地域連携ネットワークが関与して申立てた事案については、就任時の後見人等と引き継ぎや情報共有を行うように、チーム支援会議の適切な開催などチーム形成支援の充実をお願いしたい。

# 後見人の相談等対応についての他機関への希望

## 【市町村・中核機関】

- 中核機関等に弁護士後見人に関する相談等があった場合、双方から事情確認をいただき、制度への誤解や相互理解不足によるものか、弁護士後見人等の対応に問題があるものかを第一次的に評価いただいた上、後者については、弁護士会に積極的に相談・連携をいただきたい。

## 【家庭裁判所】

- 後見人等の職務につき、身上保護面や意思決定支援の面についても家裁から助言・指導をしていただくとともに、弁護士会推薦事案については、必要に応じて、弁護士会に情報提供いただき、他機関とも連携した家裁中心の調整を含め、弁護士会と協同した対応方策につき積極的に協議していただきたい。